

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年6月19日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 天 雲 俊 夫

香川県規則第40号

建築士法施行細則の一部を改正する規則
建築士法施行細則（昭和25年香川県規則第62号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録事項の変更) 第5条 略</p> <p><u>2 知事は、前項の規定による届出があった場合においては、名簿を訂正する。</u></p> <p><u>(免許証の書換え交付)</u> 第5条の2 <u>二級建築士等は、前条第1項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証（以下「免許証」という。）又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があったときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 前条第1項の規定による届出並びに前項及び法第5条第3項の規定による申請は、二級・木造建築士登録事項変更届・書換え交付申請書（第3号様式）に免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を添えて、行わなければならない。</u></p> <p><u>3 知事は、前項に規定する申請があった場合においては、免許証を書き換</u></p>	<p>(登録事項の変更) 第5条 略</p> <p><u>2 二級建築士等は、前項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証（以下「免許証」という。）又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があったときは、免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を添えて、免許証の書換え交付を申請しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の規定による届出又は申請は、二級・木造建築士登録事項変更届・書換え交付申請書（第3号様式）により、行わなければならない。</u></p> <p><u>4 知事は、第1項の規定による届出があった場合においては、名簿を訂正し、第2項の規定による申請があったときは、免許証を書き換えて、申請者に交付する。</u></p>

えて、申請者に交付する。

(免許証の再交付)

第6条 略

第3号様式 (第5条の2関係)

(日本工業規格A列4番)

二級 建築士登録事項変更届・書換え交付申請書
木造

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

(申請者)氏 名 ㊦

電話番号

次のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法施行細則第5条第1項の規定により届け出ます。また、同規則第5条の2第1項の規定により免許証の書換え交付を申請します。

建築士法第5条第3項の規定により免許証の書換え交付を申請します。

登 録 事 項 (全欄記入)		変更後(変更のある項目のみ記入)
ふりがな氏		
生年月日	年 月 日	
性 別		
変更年月日	年 月 日	写真貼付け欄 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm横3.5cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをのりで貼り付けてください。 2 貼り付けた写真は免許証に転写されます。
登録番号	二級 建築士 第 号 木造	
登録年月日	年 月 日	
変更事項		
香川県証紙欄 (消印してはならない。)		

- 注意 1 については、該当するものにㄇ印を記入してください。
 2 登録事項の変更の届出をする場合は、戸籍抄本を添付してください。
 3 免許証又は免許証明書を添付してください。
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第12号様式を次のように改める。

(免許証の再交付)

第6条 略

第3号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

二級 建築士登録事項変更届・書換え交付申請書
木造

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

(申請者)氏 名 ㊦

電話番号

次のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法施行細則第5条第1項の規定により届け出ます。

建築士法施行細則第5条第2項の規定により免許証の書換え交付を申請します。

登 録 事 項 (全欄記入)		変更後(変更のある項目のみ記入)
ふりがな氏		
生年月日	年 月 日	
性 別		
変更年月日	年 月 日	写真はり付け欄 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm横3.5cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをのりではり付けてください。 2 はり付けた写真は免許証に転写されます。
登録番号	二級 建築士 第 号 木造	
登録年月日	年 月 日	
香川県証紙欄 (消印してはならない。)		

- 注意 1 免許証又は免許証明書の記載事項に変更がある場合は、にㄇ印を入れ、当該免許証又は免許証明書を添付してください。
 2 戸籍抄本を添付してください。
 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、建築士法第23条の5 第1項 第2項 の規定により届け出ます。

年 月 日

香川県知事 殿

届出者(開設者の氏名 (法人にあつては、その 名称及び代表者の氏 名))	㊟
-----------------------------------------------	---

〔注意事項〕

- 1 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。
- 2 建築士事務所欄については、変更前の事項を記入してください。
- 3 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。

建築士事務所	建築士事務所の名称	
	建築士事務所の所在地	
	開設者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	
	登録年月日	
	登録番号	

項目	変更前	変更後	変更年月日	
変更事項	建築士事務所の名称	ふりがな	ふりがな	
	建築士事務所の所在地			
	電話番号			
	開設者の氏名又は名称	ふりがな	ふりがな	
	法人の役員(開設者が法人の場合のみ)	別紙1のとおり		
	管理建築士	ふりがな 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別	ふりがな 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別 管理建築士講習を修了した年月日 平成 年 月 日 修了証番号 第 号	
	所属建築士	別紙2のとおり		

【作成担当者】

部署:
氏名:
電話番号:

役員名簿

〔注意事項〕

- 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。
- 2 全ての役員についてこの用紙に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレ印を付けた上で、この用紙に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

変 更 前		変 更 後		
ふりがな 氏 名	役 名	ふりがな 氏 名	役 名	生 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 日

(備考)
別紙 有
無

所属建築士変更事項

〔注意事項〕

- 1 この用紙に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレ印を付けた上で、この用紙に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
 - 2 下欄「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、従前に登録された全ての所属建築士を記入の上、所属を外れた建築士について、所属が外れた日を記入してください。
- 新たに所属建築士となった者

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日

○ 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日
計	変更前			変更後		
	一級建築士	名		一級建築士	名	
	二級建築士	名		二級建築士	名	
	木造建築士	名		木造建築士	名	
	構造設計一級建築士	名		構造設計一級建築士	名	
	設備設計一級建築士	名		設備設計一級建築士	名	

(備考)
別紙 有
無

附 則

- 1 この規則は、平成27年6月25日から施行する。
- 2 建築士法の一部を改正する法律（平成26年法律第92号）附則第3条第1項の規定による届出は、附則様式により行うものとする。

附則様式

所属建築士届出書

建築士法の一部を改正する法律(平成26年法律第92号)附則第3条第1項の規定により、次のとおり建築士事務所に所属する建築士について届け出ます。

年 月 日

香川県知事 殿

一級 二級 建築士事務所 木造	登録番号	
建築士事務所名称		
開設者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名))		印
建築士事務所所在地		(電話番号)

〔記入注意〕

全ての所属建築士についてこの用紙に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレ印を付けた上で、この用紙に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

(所属建築士名簿)

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
計				一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名

(備考)

別紙 有
無